新型コロナウイルス感染症による家計急変に係る後期授業料免除及び徴収猶予の申請について

申請書類の提出期限　　令和７年１２月５日（金）【必着】（土・日曜日、休日を除く）

※申請書類に不備がある場合の受理や、申請期限及び各窓口の受付時間を過ぎての受付はできません。
郵送による提出の場合は十分考慮して送付してください。

下記の申請資格に該当する場合、本人からの申請に基づき、選考の上、半期分授業料の３分の１の額を限度として免除します。（申請すれば必ず免除されるものではありません。）

記

〔 授業料免除申請関係 〕

１　申請資格

令和２年４月から提出期限までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者のうち、当該事由に基づく公的支援を受給している者、又は事由発生後の世帯収入が家計急変前と比較し、１／２以下となっている者

※収入減少の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に因らない場合は本制度の対象外となります。

※修学支援法に基づく授業料減免及び、通常の授業料免除制度等の申請をしている方も本制度に申請できますが、これらの制度で全額免除又は一部免除の適用を受けた方は、本制度による免除対象とはなりません。

２　提出書類

授業料免除申請希望者は、「５ 提出書類一覧」に記載する書類を期限内に提出してください。

３　審査結果等

（１）**申請書類に不備がある場合の受理や提出期限を過ぎての受付はできません。**

（２）審査結果は、令和８年１月中に決定される予定です。
（申請時に提出された「結果通知用封筒」にて郵送します。）

（３）申請書類を受理された者は、審査結果が出るまでの間、授業料の納付が猶予されます。
許可者のうち、既に授業料を納付済みの者は、審査決定後、免除額が還付されます。
なお、本免除申請の受理後に授業料を納付した者については、免除額の還付を行わない場合があります。

（４）**授業料免除の審査の結果後、速やかに納付すべき授業料を納付しなければなりません。**
学則第 84 条第 1 号に規定するとおり、授業料を滞納し、督促してもなお納入しない場合には、当該授業料未納に係る学期の末日（後期は３月末日）をもって除籍となります。
後期に卒業又は修了が見込まれる者については、２月末日をもって除籍することになります。

４　授業料免除申請書類の配付窓口及び提出先

●申請書類のダウンロード

＊申請書類は下記のウェブページからダウンロード可能です。

●申請書類提出先

兵庫教育大学学生支援課（提出先住所は下記担当参照）

＊郵送により申請書類を提出する場合は封筒に「授業料免除（新型コロナ）申請書類在中」と朱書し、簡易書留など配達記録が残る方法で送付しください。

〔 授業料徴収猶予申請関係 〕

令和２年４月から提出期限までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者のうち、授業料徴収猶予の申請をした者は、授業料の納付が２月末まで猶予されます。

なお、授業料徴収猶予申請書は以下のＵＲＬからダウンロードし、件名を「授業料徴収猶予申請書（新型コロナ）」として、メールにより提出ください。

【本件担当】兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム
〒673-1494　兵庫県加東市下久米９４２－１
電話：０７９５－４４－２０５１、２３７８
Email：office-gakusei-t@ml.hyogo-u.ac.jp
【授業料免除ＵＲＬ】https://www.hyogo-u.ac.jp/campuslife/R2corona_fee_exemption.php

５　提出書類一覧

後期授業料免除に申請した方は、「住民票」及び「独立生計者」関係書類の提出は不要です。

●授業料免除申請関係　※申請内容によって追加で書類を徴する場合があります

（１）申請者全員が提出を要するもの

提出書類名	備　　考	発行機関等
授業料免除提出書類 チェック表	コ授・様式３	
授業料免除申請書	コ授・様式１ ※申請理由が新型コロナウイルス感染症の拡大に基づくことが分かるよう、詳細に記載すること	
家庭状況調書	コ授・様式２	
家計急変前の収入が確認出来るもの 本人及び生計維持者＊1の分を提出すること	・市町村発行の令和２年度（令和元年度分）、令和３年度（令和２年度分）、令和４年度（令和３年度分）、令和５年度（令和４年度分）、令和６年度（令和５年度分）又は令和７年度（令和６年度分）の所得証明書 ・勤務先発行の令和元年分、令和２年分、令和３年分、令和４年分、令和５年分又は令和６年分の源泉徴収票 ・令和元年分、令和２年分、令和３年分、令和４年分、令和５年分又は令和６年分の所得税確定申告書と収支明細書(写)※給与所得者以外は所得証明書に加えて必ず提出すること ＊１.本制度による生計維持者とは ・原則「父母」の２人 ・父母の一方がいない場合は、父又は母の１人 ・父母の双方がいない場合で、祖父母・叔父・叔母等から支援を受けている場合、または配偶者がいる場合は主たる支援者１人 ・独立生計者の場合は本人１人 ※独立生計者として申請しようとする者は、（３）に記載する独立生計を証明する書類を提出すること	市区町村役場 勤務先
住民票	生計を一にする世帯全員の分	市区町村役場
結果通知用封筒	長３封筒に通知先の住所・氏名を明記し、３２０円分の切手を貼付) ＊学生寄宿舎宛は、切手不要	

（２）収入減少等を確認するための書類

提出書類名	備　　考	発行機関等
【給与所得者】 家計急変後の給与明細、の写、又は給与支払証明書（コ授・様式８）等 【個人事業主等】 家計急変後の売上帳の写	本人及び生計維持者＊1のうち、家計急変があった者の家計急変後のもの 令和２年４月以降の家計急変後の給与明細等（直近３ヶ月分） ※家計急変が直近にあり、３ヶ月分の給与明細等が用意できない場合は、申請書提出期限までに提出可能な家計急変後の給与明細等をすべて提出してください。	勤務先等

<table>
<tr>
<td>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する<u>公的支援の受給証明書</u>

<u>※本人または生計維持者が申込みを行ったもの</u></td>
<td>〔 対象となる公的支援制度の例 〕
<table>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症特別貸付
小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）</td><td>日本政策金融公庫</td></tr>
<tr><td>生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）
新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付</td><td>日本政策金融公庫</td></tr>
<tr><td>危機対応融資</td><td>商工組合中央金庫
日本政策投資銀行</td></tr>
<tr><td>セーフティネット保証４号
セーフティネット保証５号
危機関連保証</td><td>信用保証協会</td></tr>
<tr><td>小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付</td><td>（独）中小企業基盤整備機構</td></tr>
<tr><td>小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）</td><td>都道府県労働局</td></tr>
<tr><td>緊急小口資金
総合支援資金（生活費）</td><td>社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予</td><td>厚生労働省
日本年金機構</td></tr>
<tr><td>国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予</td><td>地方公共団体</td></tr>
<tr><td>国税・地方税の納付猶予</td><td>国税庁
地方公共団体</td></tr>
</table>
上記の制度等の
・申込書（写）及び借用証書（写）
・申込書（写）及び支給決定通知書（写）
・申込書（写）及び猶予許可通知書（写）
のうちいずれか１つ</td>
<td>各制度の実施機関</td>
</tr>
</table>

（３）学生が独立生計者の場合、提出する書類

区　　分	必　要　な　証　明　書　類	発行機関等
独　立　生　計　者*２	・独立生計申立書（コ授・様式 13） ・本人（及び配偶者）の所得証明書 ・マイナポータルの医療保険の資格情報の画面コピー又は資格情報のお知らせ（写）又は資格確認書(写)（本人（及び配偶者）が被保険者であるもの）等、健康保険等の被保険者である証明書 ・父母の源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)又は所得証明書等、所得税法上、父母等の扶養親族でない証明書	市区町村役場 勤務先等

<u>＊２.本制度において独立生計者とは次の①から④全てを満たす者等です。</u>

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者
②父母等と別居している者
③本人（配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
④本人（配偶者を含む。）が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること

●授業料徴収猶予申請関係

提出書類名	備　　考	発行機関等
授業料徴収猶予申請書	コ授・様式１-2 ※申請理由が新型コロナウイルス感染症の拡大に基づくことが分かるよう記載すること	